別記様式第12（第21条関係）（表面）

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

①　申　請　者	氏名		住所	〒 （電話　　）
②　就職先の事業所	名　　称		事業所番号	
	所　在　地	（電話　　）		
	事業の種類			
③　雇入年月日	令和　年　月　日	④採用内定年月日	令和　年　月　日	
⑤　職　　種		⑥一週間の所定労働時間	時間　分	
⑦　賃金月額	万　千円	⑧雇用期間	イ　定めなし ロ　定めあり →令和　年　月　日まで（　年　カ月） 契約更新条項（イ　有　ロ　無） １年以上雇用する見込み（イ　有　ロ　無）	

事業主の証明

⑨上記の記載事実に誤りのないことを証明する。
令和　年　月　日
事業主氏名　印
（法人のときは名称及び代表者氏名）

⑩　③の雇入年月日又は事業開始年月日前３年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	イ　再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。
	ロ　再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。

失業者の退職手当支給規則第21条第１項の規定により上記のとおり常用就職支度手当に相当する退職手当の支給を申請します。

令和　年　月　日

申請者氏名
公共職業安定所長　殿

備考													
※　処理欄	支給金額	円	支給決定年月日	令和　年　月　日									
	所長		次長		課長		係長		係		操作者		

別記様式第11の4　（第21条関係）（裏面）

注　意　事　項

1　この申請書は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から起算して６ヵ月に至った日の翌日から起算して２ヵ月以内に、原則として、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所の長に提出すること。

2　この申請書は、受給資格証を添えること。

3　申請者にあっては１欄から３欄まで及び９欄、当該申請者を雇用した事業主にあっては４欄から８欄までをそれぞれ記載すること。ただし、１欄から３欄までは、再就職手当に相当する退職手当の支給申請時から変更がない場合は記載を省略することができる。

4　申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。

5　事業主の記載事項について

ア　５欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から６ヵ月に至った時点における一週間の所定労働時間を記載すること。

イ　６欄は、事業主が求人の申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額（月額）を記載すること。

ウ　７欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日（賃金締切日が１暦月中に２回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。）まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。

エ　８欄において、４欄から７欄までの記載事項の証明を行うこと。

6　事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。

公共職業安定所記載欄

別記様式第12（第21条関係）（表面）

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

①　申　請　者	氏名		住所	〒 （電話　　）
②　就職先の事業所	名　　称		事業所番号	
	所　在　地	（電話　　）		
	事業の種類			
③　雇入年月日	令和　年　月　日	④採用内定年月日	令和　年　月　日	
⑤　職　　種		⑥一週間の所定労働時間	時間　分	
⑦　賃金月額	万　千円	⑧雇用期間	イ　定めなし ロ　定めあり →令和　年　月　日まで（　年　カ月） 契約更新条項（イ　有　ロ　無） １年を超えて雇用する見込み（イ　有　ロ　無）	

事業主の証明

⑨上記の記載事実に誤りのないことを証明する。
令和　年　月　日
事業主氏名　印
（法人のときは名称及び代表者氏名）

⑩　③の雇入年月日又は事業開始年月日前３年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	イ　再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。
	ロ　再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。

失業者の退職手当支給規則第21条第１項の規定により上記のとおり常用就職支度手当に相当する退職手当の支給を申請します。

令和　年　月　日

申請者氏名　印
公共職業安定所長　殿

備考													
※　処理欄	支給金額	円	支給決定年月日	令和　年　月　日									
	所長		次長		課長		係長		係		操作者		

別記様式第11の4　（第21条関係）（裏面）

注　意　事　項

1　この申請書は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から起算して６ヵ月に至った日の翌日から起算して２ヵ月以内に、原則として、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所の長に提出すること。

2　この申請書は、受給資格証を添えること。

3　申請者にあっては１欄から３欄まで及び９欄、当該申請者を雇用した事業主にあっては４欄から８欄までをそれぞれ記載すること。ただし、１欄から３欄までは、再就職手当に相当する退職手当の支給申請時から変更がない場合は記載を省略することができる。

4　申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。

5　申請書の記載について

（１）申請者の記載事項

９欄の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

（２）事業主の記載事項

ア　５欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から６ヵ月に至った時点における一週間の所定労働時間を記載すること。

イ　６欄は、事業主が求人の申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額（月額）を記載すること。

ウ　７欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日（賃金締切日が１暦月中に２回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。）まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。

エ　８欄において、４欄から７欄までの記載事項の証明を行うこと。

6　事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。

公共職業安定所記載欄